

## 第9回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和3年2月24日(水) 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
  - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 8 議案第 5号 贈与税の納税猶予に係る証明について
  - 日程第 9 議案第 6号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
  - 日程第 10 議案第 7号 農地の賃借料情報の提供について
  - 日程第 11 報告第 1号 第4回農政小委員会の報告について
  - 日程第 12 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
  - 日程第 13 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第 14 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 

農業委員	推進委員
1番委員 駿河 信一	長嶺 敏彦
2番委員 太田 豊	藤村 与志夫
3番委員 新田 義修	齊藤 修(リモート)
4番委員 佐藤 恵一郎(リモート)	
5番委員 武田 美紀(リモート)	
6番委員 高橋 敏彦(リモート)	
7番委員 吉清水 秀明(リモート)	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの  
農業委員会事務局 事務局長 田村 範夫  
〃 総括主査 海老澤 愛  
〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和3年2月24日（水） 午前10時00分

局長 (リモート総会における注意事項の説明)

議長 只今の出席農業委員は、参集農業委員が5名、リモート会議システムによる出席農業委員が4名、合計9名であります。  
定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員3名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、お諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)  
(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と3番新田義修委員を指名します。  
書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)  
(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から第9回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページから3ページに記載しておりますので後でご確認願います。以上で報告を終わります。

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、冒頭でご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第1号について、補足説明させていただきます。それでは、補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。  
整理番号1番は、親族同士での贈与となります。  
譲り受け者は、譲り受ける農地に隣接する農地を所有・耕作しており

ます。

整理番号2番の借受者は新規就農者であります。

親が所有している農地を息子が設立した法人に貸し付ける案件となっております。

なお、農地法では、解除条件付きであれば一般法人でも農地を借りることは可能となっております。

申請者は、会社員を退職後、法人を設立し、親が所有する農地に植えてあった銀杏の木を伐採・伐根し、野菜等が耕作できる状態まで農地を再生させました。

代表取締役である熊谷氏は、県立農業大学校で研修を受け、農業の知識の習得に励んでおり、

さらには隣接する農地を耕作している農業者から作物の栽培方法などを学びながら実践的な技術を学んでおります。

本件については、2月10日に農地小委員長及び副委員長と事務局で現地確認をしてまいりました。

また前回同様、農地小委員会委員に、新規就農者の申請関係書類の送付を行い、また自己紹介動画を見ていただいたうえで、就農におけるご質問を頂戴し、新規就農者から回答いただき、その回答を農地小委員会委員に共有いたしましたので、その内容についてお知らせいたします。

まず臨時雇用の確保の仕方はどのように考えているのかという質問に対する新規就農者の回答は、当初は近隣親戚の口利き、設備の受入準備が整い次第、福祉団体にも声掛して労働力提供の申し出をする。とのことでした。

また今後の規模拡大は考えているのかという質問に対しては、運営の目途が立てば拡大するとの回答がありました。

以上より、農地小委員会といたしましては、「就農に対する意欲は十分あると判断される。地域の農業者との繋がりを大切にしながら、納得のいく営農活動ができるよう、前職の経験や法人で農業を行う強みを活かし、頑張っていたきたい。」という意見でまとめ、就農には問題ないと判断されました。

本来であれば、新規就農者の案件の際は、農地小委員会を開催し新規就農者と面談を行っておりましたが、コロナウィルス感染症予防の観点より、前回に引き続き委員会の開催ではなく、このような形をとったものでございます。

これらのことを踏まえまして、皆様にご審議いただければと思います。

以上より、整理番号1番2番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、長嶺敏彦進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。

それでは、私のほうから整理番号1番及び2番について、2月16日に高橋農業委員と藤村推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の現地は、いつでも耕作できる状態で管理されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番は、4番佐藤恵一郎委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番から21番までを一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番から21番までを一括審議することとします。

本案件の整理番号1番につきましては、議事参与の制限があります、4番 佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、整理番号1番について補足説明させていただきます。

議案書は11ページをご覧ください。

整理番号1番は、所有者から貸付希望があったことにより、農業委員より耕作してくれる人を地域の中心経営体を中心に声掛けをしていただきましたが、借り手が見つかりませんでした。その後農地の所有者から農業委員にぜひ耕作してほしいと頼まれたこともあり、今回借り受けることとなった案件でございます。

議案書内の賃料ですが、所有者が農地中間管理機構から支払われる金額、耕作者が農地中間管理機構に支払う金額がそれぞれ記載されております。

以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。

それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきまして、現地は広く農地として耕作できる状態で管理されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号、整理番号1番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって議案第2号、整理番号1番は原案のとおり決定いたしました。

4番 佐藤恵一郎 委員の入場を許可します。

(4番 佐藤恵一郎 委員 入場)

議長

4番佐藤恵一郎委員にお伝えします。

議案第2号、整理番号1番につきましては、挙手全員で決定しました。続きまして、整理番号2番から審議します。事務局より説明させます。

高橋主査

それでは、整理番号2番から9番及び21番について補足説明させていただきます。議案書は14ページをご覧ください。

整理番号2番及び3番は、地域の中心的な経営体が、耕作できなくなった農地を一手に借り受ける案件となります。

整理番号4番は、更新のタイミングで1筆追加で契約したものとなります。

整理番号5番の借受者は、昨年就農した新規就農者であり、就農後も自宅近辺で農地を探しておったところ、地域の推進委員が農地所有者と調整いただき、成立にいたりしました。

整理番号6番は、親戚同士の貸借となります。

整理番号7番は、地域の推進委員の調整活動により成約した案件となります。

整理番号8番は、当人同士が調整した案件となっております。

整理番号9番の借受者は、以前耕作していた方からの紹介で借りることになりました。

整理番号10番から20番につきましては、更新の案件となっております。

整理番号21番につきましては、改選前の地域の推進委員が調整し、成立に至った案件となっております。

以上、整理番号2番から21番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告については、新規の案件について長嶺推進委員にお願いします。尚、再設定の案件については現地調査を省略しております。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。

それでは、私の方から整理番号2番から9番及び21番について、ご報告申し上げます。

整理番号2番、3番及び21番につきましては、積雪のため、タブレットの平成30年撮影の航空写真で確認したところ農地として活用されていることが確認できました。

整理番号4番から9番の農地につきまして、いずれの現地も、広く農地として耕作できる状態で管理されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ

ます。

以上で、議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長

なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、整理番号2番から21番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長

挙手全員であります。よって議案第2号、整理番号2番から21番までについて、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は22ページをご覧ください。

本案件の農地は、もともと市内の認定農業者が農地中間管理機構を活用し借り受けておりましたが、自宅近辺で議案2号の整理番号7番でご審議いただいた農地を集積できることとなったため、本件の農地の耕作を今回権利の設定を受けるものに交渉した結果、耕作を希望したことから配分計画の変更を行うものでございます。

今回権利の設定を受ける者は、滝沢市の認定農業者であり、市内で12ヘクタールほど耕作しております。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長

なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は48ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、農地でなくなってから20年以上経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。

それでは私の方から議案第4号整理番号1番から2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢市立篠木小学校から南西へ約200メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側、南側、北側の三方が畑で、西側が宅地となっており、現地は、農機具庫等が3棟建てられており宅地状態となっておりました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず宅地となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、滝沢市立滝沢中学校から北東へ約500メートルのところにあります。

周囲は、東側は原野、西側は道路を挟んで宅地、南側は宅地、北側は道路という状況でした。

以上について調査の結果、申請地は積雪のため申請書に添付された現況写真により確認したところ、碎石が敷かれており、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で議案第4号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、贈与税の納税猶予に係る証明についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第5号、贈与税の納税猶予に係る証明について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は52ページをご覧ください。

まず、特例農地の制度についてご説明いたします。

この制度の適用を受けた受贈者は、3年ごとに税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令により、農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添付することになっております。農業委員会では適用を受けている農地の現況を確認し、証明することになります。

また、併せて、県税であります不動産取得税の徴収猶予の制度に基づき同様の証明を行うものであります。

なお、議案書は、52ページは「引き続き農業経営を行っている旨の証明」に関する案件で、53ページは「引き続き特定貸付けを行っている証明」に関する案件となっております。

整理番号1番の申出者は、平成30年2月22日開催総会において引き続き農業経営を行っている旨の証明を行いました。令和2年6月に廃業することになり、当該農地を中間管理事業により借受人に貸付けしました。

中間管理事業を活用して貸付けが行われた場合は、贈与税の納税猶予に係る特定貸付けという制度が適用になり、猶予は継続されることになります。

整理番号1は、平成30年2月22日以降の3年間のうち、平成30年2月23日から令和2年6月29日までの間の引き続き農業経営を行っている旨の証明と、令和2年6月30日から令和3年2月24日までの間の特定貸付けを行っている旨の証明の2種類の証明を行うものであります。

整理番号2番については、贈与者の欄に記載はありませんが、申請人は父親から昭和62年に受贈し、その後、平成23年に申請人が農業者年金の経営移譲年金を受給するために記載されている後継者に経営移譲を行いました。

特例農地の制度上、実際の経営者は後継者であっても、後継者が営む農業と一緒に従事する場合は、猶予が認められるものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は高橋農業委員にお願いします。

高橋農業委員 農業委員の高橋です。  
それでは、議案第5号整理番号1番及び2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。  
整理番号1番の現地は、積雪及び悪天候のため平成30年撮影の航空写真により確認を行いましたが、農地として適正に肥培管理されていることが確認できましたので、証明することについて問題ないものと見受けられました。  
整理番号2番は、現地調査の結果、対象となる農地はすべて適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。  
以上で議案第5号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。  
  
(質疑なし)  
(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号、贈与税の納税猶予に係る証明について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。  
  
(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第6号、それでは、農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。案件は29件です。  
議案書は55ページからご覧ください。申請地見取図は別冊「非農地証明申出地見取図」をご覧ください。  
今回の案件は、令和2年8月4日から実施した農地パトロールにおいて現地確認が行われ、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。  
以上で説明を終わります。

議長 本議案の農地は、令和2年8月4日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第7号、農地の賃借料情報の提供について補足説明いたします。議案書は59ページをご覧ください。

令和3年度の賃借料情報の提供についてですが、議案書に記載されておりますとおり平成28年1月から令和2年12月までに締結された農地の賃貸借における10aあたりの賃借料水準について、データをもとに記載しております。

以上で補足説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第7号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第1号、第4回農政小委員会の報告については、農政小委員会駿河委員長より報告をお願いします。

駿河農業委員 農政小委員会、委員長の駿河です。

それでは、私のほうから第4回農政小委員会の結果をご報告します。  
議案書は61ページをご覧ください。

第4回農政小委員会は、2月2日に農政小委員会委員8名により、令和3年度農業労賃標準額設定検討委員会検討事項について協議し、検討委員会に提出する資料の内容や検討委員について、資料に基づき事務局から説明が行われ内容の確認を行い、案のとおり決定することとなりました。

なお、令和3年度農業労賃標準額の改定案については、議案書の顛末のとおり改定案が出されました。

以上の結果を踏まえた資料を検討委員会へ提出することが決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第12、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、  
日程第13、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知、  
日程第14、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書63ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、第9回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年2月24日 午前10時45分

議 長

---

会議録署名人 2番委員

---

会議録署名人 3番委員

---

これは原本である。

令和3年2月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一